

◇ 農機具共済重要事項説明書 ◇

(契約概要・注意喚起情報・その他注意事項)

この書面は農機具共済のご加入にあたり、あらかじめご承知いただきたい事項を明記したものです。詳細につきましては、『農機具損害共済約款』及び『特約条項』をご確認ください。
重要事項説明書の内容にご不明な点は農業共済組合にお問い合わせください。

～ 契約概要のご説明 ～

1. 仕組み及び引受条件等

[1] 引受条件等

組合の区域内に住所を有し、農機具を所有して農業に従事の方がご加入できます。

[2] 農機具損害共済の仕組み

農機具損害共済は、稼働中の事故をはじめとする様々な偶発の事故により、ご加入いただいた農機具が損害を受けた時に災害共済金をお支払いします。

[3] 補償の対象(共済目的)

農機具共済の補償の対象は、未使用の状態で取得され、かつ事業規程で定める農家経営の継続のため必要とする主な農機具です。

- (1) 附属装置を補償の対象とする場合には、申し出が必要です。附属装置とは、本体機種に接続して使用する附属作業機です。なお、本体機種の加入がない場合には、附属装置を補償の対象とすることができません。
- (2) オプション品(例：トラクタの畦際ディスクや培土板、コンバインの引起しデバイダやキャノピーなど)は、購入価格を共済金額に上乗せし、加入申込書に明記が必要となります。責任開始後に購入し、取り付けられた場合は速やかにご連絡ください。
- (3) 中古農機具を加入する場合は、[11]「付帯できる特約及びその概要」の「付保割合条件付実損填補特約」の付帯が必要になります。

[4] 共済事故(共済金支払対象事故)

- (1) 火災、落雷、物体の落下・飛来、破裂・爆発、盗難による盗取またはき損、鳥獣害、第三者行為による不可抗力のき損
- (2) 衝突、接触、墜落、転覆、異物の巻き込み、その他これらに類する稼働中の事故
- (3) 台風、旋風、突風、暴風雨、洪水、豪雨、高潮、降ひょう、雪崩などの雪害、土砂崩れ、崖崩れ、地滑り、その他これらに類する自然災害(地震及び噴火並びにこれらによる津波による損害は除きます。)

[5] 加入申し込みと契約の成立

農機具損害共済の契約は、ご契約される方(以下「加入者」といいます。)が農機具損害共済加入申込書(以下「加入申込書」といいます。)に必要な事項を記入・押印または署名して組合に申し込みいただき、組合が承諾したときに成立します。

[6] 災害共済金のお支払い額

ご加入いただいた農機具が、共済事故によって損害を受けたときに共済金をお支払いします。なお、共済金の算出方法、支払い限度額の詳細については、農機具共済約款に定められています。

農機具損害共済の共済金の支払い額は、損害の額に共済金額の新調達価額(共済目的と同一の機種で、同一または類似の性能を有する新規の農機具を取得するために要する価額)に対する割合を乗じて得た額となります。

[7] 損害の額

損害の額は、新調達価額を限度として、その損害の発生直前の状態に復旧するために必要な費用の最低額となります。共済金額が共済目的の新調達価額に満たない場合、損害額の一部しか補償が受けられないので、十分な補償が受けられるよう新調達価額いっぱいにご加入ください。

[8] 復旧義務

ご加入いただいた農機具が、共済事故により損害を受けたときは、その農機具を修理されるなど1年以内に復旧していただく必要があります。復旧しなかった場合には農機具の時価額及び時価損害額を基準に共済金を算定することとなり、共済金が減額されますので、特にご注意ください。

[9] 共済金をお支払いしない場合

- (1) 次に掲げる損害に対しては、共済金を支払いません。
 - ① 共済掛金などをお支払いいただく前に発生した損害
 - ② 加入者(加入者でない方で共済金を受取る方も含めます。)またはそれらの方の法定代理人の故意または重大な過失によって発生した損害
 - ③ 加入者と生計を共にする同居の親族の故意によって発生した損害
 - ④ 運転者の故意または重大な過失によって発生した損害
 - ⑤ 農作業以外の使用目的による事故によって発生した損害
 - ⑥ 共済目的に存在する欠陥、摩滅、腐食、さびその他自然消耗によって発生した損害
 - ⑦ 故障(偶然な外来の事故に直接起因しない共済目的の電氣的または機械的損害をいいます。)によって発生した損害
 - ⑧ 凍結(ラジエーターの冷却水の抜き忘れによる凍結破損など)によって発生した損害

- ⑨ 消耗部品にのみ発生した損害
 - ⑩ 小損害（新調達価額の 5%または 1 万円未満の損害）及び点検整備に要する費用、出張費用
 - ⑪ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって発生した損害
 - ⑫ 地震などによって発生した損害（地震などによって発生した火災、破裂または爆発、これらが拡大して発生した損害も含みます。）
 - ⑬ 核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する事故によって発生した損害
- (2) 農機具共済約款に記載されている次の場合には、共済金をお支払いできない場合があります。
- ① 「事故が起こった場合の手続き」の通知を怠り、または故意若しくは重大な過失により不実の通知をした場合
 - ② 正当な理由なく組合の損害調査を妨害した場合
 - ③ 「損害防止義務」の指示に従わなかった場合
 - ④ 「告知義務」、「通知義務」または「重大事由による解除」により契約を解除した場合
 - ⑤ 共済金の請求を 3 年間怠った場合

[10] 免責基準

次の場合のほか、事故の内容や損害箇所により、別に掲げる免責基準が適用され、共済金が減額されることがありますのでご注意ください。（最終ページの「農機具共済免責一覧表」）

- (1) 免責基準に定める支払対象としない部品（消耗部品）
- (2) 点検整備不良、不適切な管理及び操作、不注意、過失に起因する事故によって損害が生じた場合、もしくは損害が拡大した場合
- (3) 組合が定める特定の事故によって損害が生じた場合
- (4) 稼働中の事故により組合が定める特定の部位または部品に損害が生じた場合
- (5) 損害発生の場合の手続において事故発生通知を怠った場合

[11] 付帯できる特約及びその概要

○ 付保割合条件付実損填補特約

主に「中古農機具」を対象に、加入時の契約内容が一定の条件を満たしたとき、損害の額をそのまま共済金としてお支払いします。

掛金等は約定割合ごとに設定された係数を乗じた額となります。

○ 自動継続特約

毎年の更新手続きが不要となり、満了する契約内容と同内容で契約を自動継続いたします。

共済掛金等は毎年お支払いいただきます。

お、ご都合により共済責任期間の始期を統一する必要があるときは、1 年未満の共済責任期間（1 ヶ月単位）でご加入いただけます。

- (2) 共済責任期間は、共済掛金等を払い込まれた日（加入申込書に、これと異なる共済責任期間の開始日が記載されている場合はその日）の午後 4 時から、終了する日の午後 4 時までです。
- (3) 共済掛金等は、加入申込書提出後にお送りする「引受承諾書兼共済掛金等納入通知書」に記載されている納入期日までにお支払いください。なお、共済責任期間は後日お送りする農機具共済証券でご確認ください。
- (4) 加入申込書に記載された責任開始日を過ぎて共済掛金等を払い込まれた場合の共済責任期間は、払い込まれた日の午後 4 時から始まります。なお、共済掛金等を払い込まれるまでに発生した事故による損害または費用に対しては、共済金をお支払いできません。

3. 契約条件（共済金額など）

[1] 契約の単位

- (1) 農機具 1 台（または一式）ごとの契約となります。
- (2) 附属装置を補償の対象とする場合には、加入申込書による申し出が必要です。

[2] 共済金額の設定

- (1) 共済金額は、事故の際に十分な補償が受けられるよう共済目的の新調達価額いっぱい設定してください。
- (2) 共済金額が新調達価額に対して過小の場合には、事故の際に損害額の一部しか補償されない場合があります。また、共済目的の新調達価額を超えてご契約されても、その超過分は無駄になることがあります。

[3] 共済金額の設定条件

- (1) 「農機具損害共済」の共済金額の最高限度額 2,000 万円の範囲内で加入者が申し出た金額となります。
- (2) 「付保割合条件付実損填補特約」を付帯して加入される中古農機具の共済金額は、その購入価額または時価額のいずれか低い額を限度に、加入者が申し出た金額となります。なお、約定割合を選択していただきます。
- (3) 共済金額の設定は、1 台ごとに 1 万円以上で、1 万円単位となります。

4. 共済掛金等〔無事故割引・有事故割増制度〕

共済掛金等は、共済金額、付帯する特約及び共済事故の経歴などにより掛金等級が決まります。

契約更改のときに、過去 2 年間の共済責任期間が無事故の場合、掛金等が割引になり、前共済責任期間に事故があれば共済金支払回数に応じて掛金等が割増になります。なお、事故の種類によって等級が据え置かれる場合もあります。

■無事故割引・有事故割増等級表

2. 共済責任期間

- (1) 「農機具損害共済」の共済責任期間は、1 年です。な

等 級	割増区分									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
係 数	17.00	10.00	7.50	5.00	3.75	3.50	3.25	3.00	2.75	2.50

等 級	割増区分						基本	割引区分		
	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
係 数	2.25	2.00	1.75	1.50	1.25	1.05	1.00	0.9875	0.975	0.9625

等 級	割引区分								
	21	22	23	24	25	26	27	28	29
係 数	0.95	0.9375	0.925	0.9125	0.90	0.8875	0.875	0.8625	0.85

5. 共済掛金等の払込方法

共済掛金等の払込方法は、「口座振替」、「指定口座へ振込」、「窓口で現金納付」「コンビニエンスストア等での納付」などがあります。加入申し込みの際に申し出ていただきますが、便利で安全な「口座振替」の申し込みをお願いいたします。

組合員の皆様に、より安全で適正な掛金納入を行うため、令和9年10月より、現金訪問集金を完全廃止いたします。ご理解とご協力をお願いいたします。

～ 注意喚起情報のご説明 ～

1. 告知義務・通知義務など

[1] ご契約時の注意事項（告知義務—加入申込書の記載上の注意事項）

加入者には、危険に関する重要な事項のうち、加入申込書の記載事項として組合が告知を求めた事項（「告知事項」）（（注）といいます。）について、事実を正確に告知いただく義務（告知義務）があります。

（注）加入申込書に記載された内容のうち、★印が付いている項目が「告知事項」です。この項目が、事実と異なる内容を記載した場合や事実を記載しなかった場合は、契約を解除することや、共済金をお支払いできないことがありますので、加入申込書の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- ① 申込年月日の記入
- ② 押印または署名
- ③ 農機具の情報

機種名、銘柄、型式・区分、登録番号、附属装置の有無、購入年月、購入価額（付保割合条件付実損填補特約を付帯する場合）、格納場所、管理の有無、所有者氏名・住所（管理物件の場合）

- ④ 他の保険・共済契約などの関する情報

農機具を契約の対象とする他の保険契約または共済契約

[2] ご契約後に連絡いただくべき事項（通知義務事項）

加入申込書に記載された内容のうち、★印が付いている事項が「通知事項」です。

契約後、加入申込書に記載された内容のうち、★印が付いている事項の変更・訂正があった場合及び次に掲げる事実が発生した場合には、遅滞なく組合までご連絡ください。

通知がない場合には、契約を解除することや、共済金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

通知いただいた内容により、契約の変更を行います。変更ができない場合は、契約の全部または一部を解除する場合があります。

【通知事項など】（加入申込書の☆印以外の事項）

- ① 農機具を譲渡する場合
- ② 農機具を解体または廃棄する場合
- ③ 農機具が共済事故以外の原因により破損した場合
- ④ 農機具の用途を変更し、または著しく改造した場合
- ⑤ 農機具の格納場所または設置場所を変更した場合
- ⑥ 告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合

【農機具の入替え】

契約後、共済責任期間中に農機具を廃棄され、その代替として新規の同一機種で類似の性能を有する農機具を取得した場合は、契約の「入替え」をすることができますので、取得した日から14日以内に組合までご連絡ください。

通知いただいた内容により、契約の変更を行います。変更ができない場合は、契約の全部または一部を解除する場合があります。

通知がない場合には、共済金をお支払いできませんのでご注意ください。

2. 損害防止義務

- (1) 加入者は共済目的について通常の管理や、事故が発生したときまたはその原因が生じたときには、損害の防止またはその軽減に努めるなどの損害防止義務があります。
- (2) 損害防止義務を怠ったときは、損害の額から防止または軽減することができたと認められる額を差し引くことがあります。

3. 重大事由による解除

次のことがあった場合は、契約を解除することや、共済金をお支払いできないことがあります。

- (1) 共済金の支払いを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとした場合
- (2) 共済金の請求について詐欺を行い、また行おうとした場合
- (3) 組合の加入者の信頼を損ない、この契約の存続が困難な重大な事由があった場合

～ 其他のご説明 ～

1. ご注意いただきたい事項

[1] 超過共済による共済金額の減額

- (1) 共済金額が共済目的の価額を超えていたことについて、加入者の善意でかつ重大な過失がなかった場

合、加入者はその超過する部分について契約日から取り消すことができます。

- (2) 契約後に共済目的の価額が著しく減少し共済金額が共済価額を超過した場合は、加入者はその超過した部分について超過した時から先の期間について、共済金額の減額を請求することができます。

[2] 共済掛金等の返還・追加

- (1) 契約後に、契約内容の変更をする場合及び契約を解除する場合は、農機具共済約款に定められた規定により共済掛金等の過不足額について返還または追加されることがあります。
- (2) 解除の理由によっては、共済掛金等を返還しない場合があります。

2. 事故が起こった場合の手続きなど

[1] 事故が起こった場合の手続き

- (1) 事故が発生した場合遅滞なく組合にご連絡ください。
- (2) 組合は事故による損害があった共済目的について必要な調査をすることができます。事故の内容及び損害の額等に応じ、必要な書類若しくは証拠の提出または調査などにご協力いただくことがあります。
- (3) 共済金を請求する際には、組合が求める「共済金の請求に必要な書類」を作成し、事故を通知した日から30日以内に提出していただく必要があります。
- (4) 事故の通知を怠ったり、故意若しくは重大な過失による不実の通知、正当な理由のない損害調査の妨害、共済金の請求に必要な書類に不実の記載や変造した場合には、契約を解除することや共済金を支払わない場合があります。

[2] 共済金の支払い分担

契約された農機具に補償内容を同じくする他の共済または保険契約があり、それぞれの契約の支払い額合計が農機具共済約款に定める支払い限度額を超えるとときは、農機具共済約款に定める方法により共済金を分担してお支払いします。

[3] 共済金支払い後の共済契約

共済金の支払い合計額が、共済金額に相当する金額になったとき共済関係は消滅します。また、共済金の支払い額が共済金額に達するまでは、共済契約は当初契約の内容で共済責任期間の終了日まで継続します。

～ 個人情報の取扱いに関する事項 ～

- (1) ご契約の内容、申込書記載事項やその他知り得た情報（以下「個人情報」といいます。）については、組合が引受の判断、共済金等の支払い、共済契約の継続、維持管理、各種サービスの提供、充実を行なうために利用（以下「利用目的」といいます。）します。また、本共済関係に関する個人情報は、当組合が実施する他の共済の案

内等のために業務に必要な範囲で利用することがあります。

- (2) 法令により必要と判断された場合、加入者、公共の利益のために必要と考えられる場合、個人情報の利用のために業務を委託する場合、他の共済・保険との支払い分担を行なう場合、再保険取引のために必要な場合に、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。

～ 高齢者等への取組み ～

ご加入者が会話上の意思伝達・相互連携に支障がある場合は、理解力・判断力に応じ、よりきめ細やかな取組みを行います。

～ その他の事項 ～

本書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありませんので、詳細またはご加入のお申し込み、共済掛金の納入、各種の通知など、ご不明な点がありましたら、お手数ですが最寄りの支所までお問い合わせ願います。

【お問い合わせ】



東部支所	☎ 0879-43-4121
高松支所	☎ 087-888-1146 ☎ 0120-58-1148
小豆出張所	☎ 0879-62-0694
中讃支所	☎ 0877-35-7735
三豊支所	☎ 0875-25-2482 ☎ 0120-031-304
本 所	☎ 087-888-2121